

## 1. 建築物

## [3]階段(その踊り場を含む)

## 整備の基本的考え方

高齢者や障害者にとって、垂直方向の移動手段の一つである階段はその通行が大きな負担であり、転倒などの事故の起こりやすい場所であるため、適切な安全対策を講じて、安全な移動を確保する。

## 整備基準

不特定又は多数の者が利用する階段は、次に定める構造(自動車車庫に設けるものにあつては、次のイからニまでに定める構造)とすること。

- イ 手すりを設けること。
- ロ 主たる階段には、回り段を設けないこと。ただし、建築物の構造上回り段を設けない構造とすることが困難な場合においては、この限りでない。
- ハ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- ニ 踏面の色をけあげの色と明度の差の大きいものとする等により段を識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。
- ホ 階段の上端に近接する廊下等及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。

## さらに望ましい基準

- ・手すりを両側に連続して設けること。
- ・階段の幅は、内法を150cm以上とすること。
- ・段のけあげの寸法は、16cm以下とすること。
- ・段の踏面の寸法は、30cm以上とすること。

## ○解説

※回り段：回り段は踏面の幅が内側と外側で異なるため、視覚障害者が段を踏み外す恐れがある。また、歩行困難者にとっても、昇降動作と回転動作が同時に発生するため危険を伴う。(参考解説図参照)

※つまずきにくい構造：段鼻にはすべり止めを設けるとともに、けこみ板のない段や、踏面の飛び出ている段の使用は避ける。

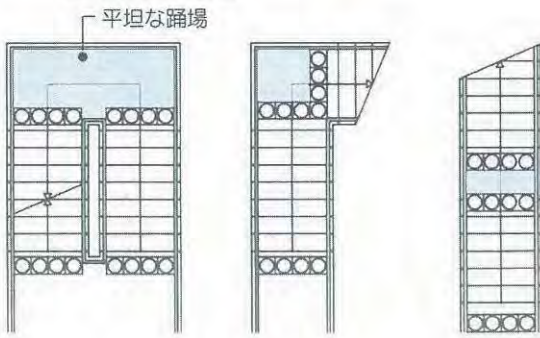
※注意喚起用床材：周囲の床材の色と明度の差の大きい色の床材その他の周囲の床材と識別しやすい床材に限る。(建築物 [2]廊下等の項 参考解説図 15 頁参照)

## ○配慮事項

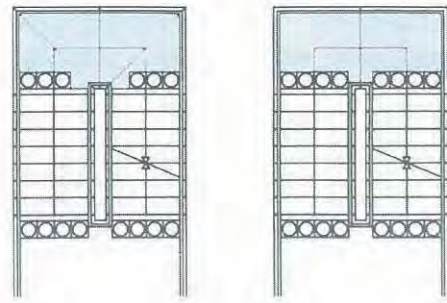
- ・広幅員の階段では、中央部に手すりを設けることが望ましい。
- ・壁に接していない階段では、端部に5cm以上の立ち上がりを設けること。
- ・階段手すりの端部には階数等の点字標示を設けること。
- ・階段では特に照明を明るくむらなく配置し、適宜、足元灯や非常用照明装置を設置することが望ましい。

### 参考解説図

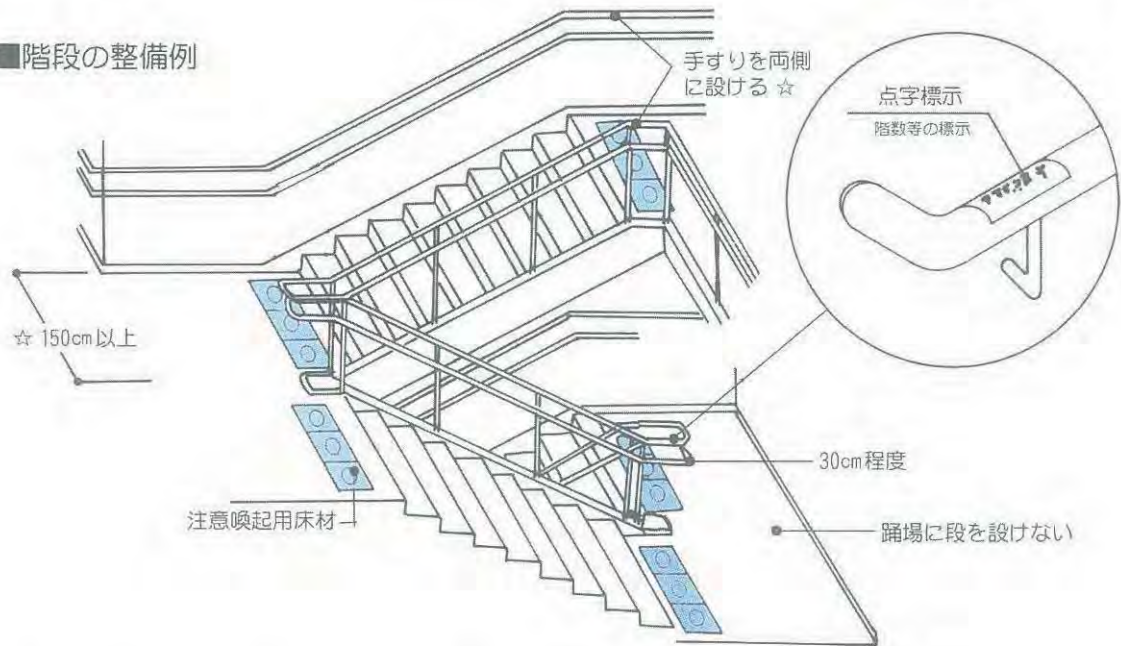
#### ■階段の構造



#### ■回り段の例（原則禁止）



#### ■階段の整備例



#### ■手すりの形状（壁から離し、握りやすい構造）



#### ■階段の構造（つまづきにくい構造）

